

令和 5年8月3日

各 位

群馬県タクシー運転登録センター

新デザイン運転者証の交付について

標記について、8月1日よりタクシー業務適正化特別措置法の施行規則（第11条第8号様式）の改正により、運転者証の様式が変更になりました。当分の間今までの運転者証を表示していても差し支えありませんが、新デザイン運転者証に早々に切り替える場合、別紙取扱いにより交付することいたします。但し、作業する期間が必要ありますので事前に当センターへご連絡ください。添付書類は下記によります。

記

○添付書類

- ・第十号様式、一括で交付する場合は別紙リスト（記入例は別紙参照）。
- ・写真 縦6センチ×横4センチ
- ・運転免許証の写し
- ・旧運転者証
- ・交付手数料金 3,400円

※郵送による交付手続きは行いませんのでお含みおき願います。

事務連絡
令和5年8月1日

各地方運輸局自動車交通部旅客（第二）課長 殿
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長 殿

タクシー事業活性化調整官

登録実施機関における新デザイン運転者証等への変更の取扱いについて

運転者証及び個人タクシー事業者乗務証（以下、「運転者証等」という）については、これまでタクシー業務適正化特別措置法施行規則（以下、「施行規則」という。）における様式において、利用者に表示する面に氏名、顔写真、運転免許証の有効期限等を明記するよう規定されていたところであるが、SNSの普及をはじめとした時代の変化に伴い、乗務員等のプライバシーを守り安心して働くための環境を整備しつつ、旅客に対する適切な情報提供を行う観点から、同施行規則における様式を改正し、本日付で公布・施行されたところである。

通常運転者証等は、運転免許証の有効期限等、交付を受けている運転者証等の記載事項に訂正があった際等に更新されているところであるが、新デザインの運転者証等への変更にあたっては記載事項の訂正とは異なる対応になるため、以下のとおり手続きを整理したので、管内の各登録実施機関へ周知を図られたい。

記

1. 記載事項の訂正がなく、運転者証等を新デザインへ変更する場合のみであっても、タクシー業務適正化特別措置法第17条、施行規則第14条第1項及び第33条第1項の再交付にて対応することとする。
2. 同一事業者等から一度に多数の新デザインへの変更のための再交付（以下、「一括再交付」という。）の申請を認めることとし、その際には、以下の取扱いによる対応とする。
 - ① 施行規則第十号様式又は第十五号様式の提出は各事業者等1枚のみとし、運転者証等を再交付する運転者の登録番号（個人タクシー事業者乗務証にあっては許可番号）、運転免許証の番号、氏名、フリガナを記載したリスト、顔写真、運転免許証の写しを添付して申請する。
 - ② 運転者証は施行規則第11条第3項により、運転者ごとに1枚のみ交付することとされているが、事業者等からの申請に基づき、事後的に旧運転者証等を確実に返納することを条件に、旧運転者証等の返納前に新デザインの運転者証等を交付する。なお、郵送により新旧運転者証等の交付及び返納する場合にあっては書留郵便によるものとする。
3. 登録事務等に関する手数料については、各登録実施機関において定める登録事務等規程により規定されているところであるが、2. の一括再交付については通常と異なる手続きとなることから、登録事務等規程の変更を経た上で、一括再交付の申請に対する手数料を柔軟に規定することは差し支えない。



運転者証 訂 正 申請書
再交付

登録番号	別紙のとおり
------	--------

運転免許証の番号			
別紙のとおり	一	二	三

申請年月日			
令和	年	月	日

申請者の氏名又は名称

○○交通株式会社

住所

会社の住所

訂正の内容又は再交付の事由

新デザインへの変更のため

注 (1) 申請書の名称中不要の文字は、消すこと。

(2) 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。

○○登録実施機関 殿

運転者名簿

事業者名：

	運転者登録番号 ・許可番号	免許証番号	フリガナ	氏名	免許証有効期限
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					